

○総務省訓令第11号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月22日

総務大臣 松本 剛明

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
別紙1 （第4条関係）無線局の局種別審査基準 〔第1～第14 略〕 第15 <u>アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）</u> <u>アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（第15の2において「人工衛星等のアマチュア局」という。）を除く。）の審査は次によること。</u> 1 個人が開設する <u>アマチュア局</u> 〔(1) 略〕 (2) 無線設備の発射可能な電波の型式及び周波数は、無線従事者資格の操作範囲内であるとともに、申請事項の電波の型式及び希望する周波数の全部又は一部を含むものであること。ただし、機器の製造等の関係から無線従事者資格の操作範囲外の電波の型式又は周波数の除去が困難と認められるものについては、適切な措置を執ることができるものに限り、当該操作範囲を超えるものも認めることができる。 (3) 無線設備の発射可能な空中線電力は、無線従事者資格の操作範囲内であること。 2 社団が開設する <u>アマチュア局</u> (1) 社団が開設するアマチュア局（無線局根本基準第6条の2第1号(3)の社団が開設するアマチュア局をいい、以下この第15において「社団局」という。）の代表者は、個人としてアマチュア局の免許を受けることができる者であり、かつ、その社団の管理運営について統率力を有すると認められる者であること。 〔削る〕 (2) 社団局の全ての構成員が、それぞれ社団局のいずれかの無線設備を操作することができる無線従事者資格を有すること。また、当該構成員が当該無線従事者資格の操作範囲外の操作をすることがないよう、適切な措置が執られているものであること。 〔削る〕	別紙1 （第4条関係）無線局の局種別審査基準 〔第1～第14 同左〕 第15 <u>アマチュア局</u> 1 個人が開設する <u>アマチュア局は、次によること。</u> 〔(1) 同左〕 (2) 無線設備の発射可能な周波数は、無線従事者資格（以下第15において「資格」という。）の操作範囲内とする。ただし、機器の製造等の関係から資格の操作範囲外の周波数の除去が困難と認められるものについては、 <u>当該操作範囲を超える周波数も認めることができる。</u> (3) 無線設備の発射可能な空中線電力は、資格の操作範囲内とする。ただし、資格の操作範囲を超える空中線電力の送信装置を切替器によって当該操作範囲の空中線電力に低減することは認められない。 2 社団が開設する <u>アマチュア局は、次によること。</u> (1) 社団が開設するアマチュア局（以下第15において「社団局」という。）については、 <u>その代表者は、個人としてアマチュア局の免許を受けることができる者であり、かつ、その社団の管理運営について統率力を有すると認められる者であること。</u> (2) 無線設備の発射可能な周波数は、社団局の構成員中最下級の資格を有する者の資格の操作範囲を超えないこと。ただし、機器の製造等の関係から当該者の資格の操作範囲外の周波数の除去が困難と認められるものについては、 <u>当該操作範囲を超える周波数も認めることができる。</u> 〔新設〕 (3) 無線設備の発射可能な空中線電力は、社団局の構成員中最下級の資格を有する者の資格の操作範囲を超えないこと。ただし、当該者の資格の操作範囲を超える空中線電力の送信装置を、切替器によって当該者の資格の操作範囲の空中線電力に低減することも認めることができる。

- (3) 社団局の名称は、次に掲げるものであること。
ア 社会通念上適切なものであり、公序良俗に反するものでないこと。
イ 第三者の権利・利益を侵害するおそれがないものであること。当該社団局と無関係の個人、団体等との関係を誤認させるものでないこと。
ウ アマチュア業務及び社団局の趣旨に照らして、不適切なものでないこと。
- (4) 施行規則第43条第4項、同規則別表第三号の表注5及び免許規則第5条第2項の規定に基づき総務大臣が認めるものは、一般社団法人日本アマチュア無線連盟とする。
また、施行規則別表第三号の表注5の規定に基づき総務大臣が認めるものの記載は、無線従事者免許証の番号の記載に代えて当該無線従事者が開設するアマチュア局の呼出符号を記載した書類を提出することにより省略することができるものとする。
免許規則第5条第2項の規定に基づき総務大臣が認めるものの記載は、同条第1号及び第3号とし、第2号にあっては当該記載に代えて構成員の氏名及び当該者が開設するアマチュア局の呼出符号を記載した書類を一定の期間内の申請に対して一括して提出することにより省略することができるものとする。

[3 略]

4 設置場所等

- 設置場所又は常置場所と申請者の住所とが異なる場合は、次のいずれかであること。
ア 申請者が、設置場所又は常置場所を所有又は管理していることが確認できるものであること。
イ 申請者以外の者が設置場所又は常置場所を所有又は管理している場合は、当該申請者がアマチュア局を開設等することについて同意していることが、開設同意書により確認できるものであること。

5 電波の型式、周波数及び空中線電力

- (1) 別表1に掲げる範囲内のものであること。
(2) 指定は、令和5年総務省告示第77号（アマチュア局に指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を定める件）の一括表示記号により行うものとし、個別の指定は行わない。
(3) （2）の指定に当たり、申請者が社団局の場合は、社団局の構成員中最上級の資格を有する者の資格の範囲内により行うものとする。
(4) （2）の指定に当たり、外国の相当する無線従事者資格による申請の場合は、平成5年郵政省告示第326号（外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）により、適切な附款を付するものとする。

[削る]

[新設]

[新設]

[3 同左]

[新設]

- 4 電波の型式、周波数及び空中線電力は、別表1に掲げる範囲内のものであるとともに、平成21年総務省告示第179号（アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）に合致するものであること。

5 空中線電力の指定方法

使用する送信機の定格出力及び資格に応じて、空中線電力を次表のとおり指定するものとする。ただし、指定する空中線電力の範囲を超える場合等については、別表1に掲げる範囲内で送信機の定格出力に応じて空中線電力を指定する。

指定周波数帯	使用する送信機	指定する空中線電力(W)			
	の定格出力	第1級及び第2級	第3級アマチュ	第4級アマチュ	

6 送信装置

- (1) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法との関連及び終段部真空管の使用条件、出力規格、出力特性、空中線電力の換算比等からみて、送信機系統図に明示された出力端における値として適正なものであること。

〔(2) 略〕

〔削る〕

〔削る〕

〔(3)～(7) 略〕

- (8) 月面反射通信を行う局の空中線は指向性を有し、かつ、できる限りサイドローブ発射の少ないものであること。

〔削る〕

		アマチュア無線技士	ア無線技士	ア無線技士
136.75kHz～435MHz	10W以下	10		
136.75kHz～28.85MHz	10W超20W以下	20		
52MHz～435MHz		20		
136.75kHz～435MHz	20W超50W以下	50		
136.75kHz～52MHz	50W超100W以下	100 注1		
	100W超200W以下	200 注1		
1,280MHz	10W以下	10 注2		
2,425MHz～24,025GHz	1W以下	1		
	1W超2W以下	2		
47.1GHz～135GHz	0.1W以下	0.1		
	0.1W超0.2W以下	0.2		

注1：移動する局の空中線電力については、最大50Wとする。

注2：レピーター局の空中線電力については、最大1Wとする。

6 送信装置の審査は、次の基準により行う。

- (1) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法との関連及び終段部真空管の使用条件、出力規格、出力特性、空中線電力の換算比等からみて、送信機の系統図に明示された出力端における値として適正なものであること。

〔(2) 同左〕

- (3) 1,280MHz帯及び2,425MHz帯の電波を使用してテレビジョン伝送を行うものの占有周波数帯幅の許容値は、A8W電波の場合は9MHz以下、F8W電波の場合は17MHz以下であること。

- (4) 435MHz帯以下の周波数帯において低速走査テレビジョン伝送を行うものは、映像部出力における映像信号の帯域幅が3kHz以内のものであること。

〔(5)～(9) 同左〕

〔新設〕

- (10) 現に免許を受けている無線局の送信装置の外部入力端子に附属装置を新たに接続す

7 電源設備

送信電波の周波数、占有周波数帯幅若しくは空中線電力又は不要発射等の変動を許容偏差又は許容値内に維持できるものであること。

8 受信装置

受信可能な周波数の範囲は、発射可能な周波数の全部を含むものであること。

9 周波数測定装置

[(1) ・ (2) 略]

10 疑似空中線

[(1) ・ (2) 略]

11 二次業務の周波数の使用

一次業務の無線局に有害な混信を生じさせることがないよう、適切な措置を執ることができるものであること。また、必要に応じて書類等により確認できるものであること。

12 混信妨害

他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあると認められる場合は、次のとおりであることを確認できるものであること。

(1) 50MHzを超える周波数の電波を使用するアマチュア局 ((2) イ及びウ並びに (3) に掲げるものを除く。) は、第1 (固定局) の5で規定する混信保護の標準値を超えないものであること。

(2) 次に掲げるアマチュア局 ((3) に掲げるものを除く。) は、別紙2 (目的別審査基準) 第2 (陸上関係) の4 (13) エ (カ) で規定する混信保護の標準値を超えないものであること。

ア 29.7MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局

イ 52MHz帯、145MHz帯又は435MHz帯の周波数であってF 3 E電波を使用する単一通信路のアマチュア局

ウ 29.7MHzを超え1,000MHz以下の周波数であって、イの電波の型式及び周波数以外の電波を使用する単一通信路のアマチュア局

(3) 52MHzを超え440MHz以下の周波数であって、デジタル方式等のアマチュア局は、別紙2 (目的別審査基準) 第2 (陸上関係) の4 (14) エ (エ) で規定する混信保護の標準値を超えないものであること。

(4) 地球局、宇宙無線通信を行う実験試験局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局の付近であるときは、これらの無線局に対する混信保護が十分確保されているものであること。

13 電波の強度に対する安全施設

移動しないアマチュア局にあっては、当該アマチュア局の無線設備から発射する電波の強度が施行規則別表第2号の3の3に定める値を超える場所に人が容易に出入りすることができないように施設されていることが、書類等により確認できるものであること。工事設計を変更する場合にあっては、必要に応じて確認するものとする。

[削る]

る場合は、無線局事項書の15の欄にその旨の記載があること。

なお、現に免許を受けている無線局であつて、送信装置の外部入力端子に附属装置が接続されている場合は、無線局事項書の15の欄にその旨が記載されていることとみなす。

7 電源設備は、送信電波の周波数、占有周波数帯幅若しくは空中線電力又は不要発射等の変動を許容偏差又は許容値内に維持できるものであること。

8 受信装置の受信可能な周波数の範囲は、希望する周波数の範囲を含むものであること。

9 周波数測定装置の審査は、次の基準より行う。

[(1) ・ (2) 同左]

10 疑似空中線の審査は、次により行う。

[(1) ・ (2) 同左]

[新設]

11 他の無線局に対し当該無線局の与える妨害の度合いが第1の5並びに別紙2第2の4 (12) エ (カ) 及び (13) エ (エ) の混信保護の標準値を超えないものであること。この場合において地球局又は宇宙無線通信を行う実験試験局の付近であるときは、これらの無線局に対する混信保護が十分確保されているものであること。

[新設]

12 475.5kHz帯の周波数の電波を使用するものについては、当該無線局の設置場所又は運用場所から200mの範囲内に住宅、事業所等の建物 (自己が所有又は管理する建物を除く。) が存在しないものであること。ただし、当該範囲内の建物の居住者又は使用者 (当該建物の全て

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

14 レピーター局

〔(1) 略〕

- (2) レピーター局のみによる中継は、一のレピーター局により行うものであること（構成図は、図15—1のとおり。）。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 28MHz帯の周波数の電波を使用するレピーター局であって、かつ、二のレピーター局を連続的に介して中継を行う場合（構成図は、図15—2のとおり。）

イ 公衆網に接続することによって一体として構成されるレピーター局に係る中継を行う場合（構成図は、図15—3のとおり。）。ただし、周波数の有効利用の観点から、公衆網に接続するレピーター局を起動させるための信号は、特定のレピーター局を起動させるものであって、かつ、起動するレピーター局は必要最小限のものに限るものであること。

〔削る〕

- (3) 無線設備は、次の条件に適合するものであること。

〔削る〕

ア 〔略〕

イ 〔略〕

ウ 動作開始時に自動的に自局の呼出符号を送信するものであること。また、長時間継続して動作する場合は、少なくとも10分ごとに自動的に自局の呼出符号を送信するものであること。

エ 〔略〕

オ 〔略〕

- (4) 〔略〕

の居住者又は使用者の中波放送の受信に関し、当該建物の所有者又は管理者が代表して責任を負う場合は、当該建物の所有者又は管理者）から了解が得られている場合は、この限りでない。

- 13 435MHz帯以下の周波数の電波を使用するものについては、その近接区域における放送受信者の分布状況からみて、特に空中線系を含む無線設備の設置条件が放送の受信に妨害を与えないものであること。

- 14 月面反射通信を行う局の空中線は指向性を有し、かつ、できる限りサイドローブ発射の少ないものであること。

- 15 52MHz帯の周波数帯の電波を使用するアマチュア局のうち、500Wを超え1kW以下の空中線電力を指定するものは、50MHzから51.5MHzまでの周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行うものであって、その旨が確認できるものであること。

- 16 レピーター局の審査は、次の基準により行う。

〔(1) 同左〕

- (2) レピーター局のみによる中継は、一のレピーター局により行うものであること（構成図は、図15—1のとおり。）。ただし、次に掲げる場合は二のレピーター局を連続的に介して中継回線を構成することができる。

ア 28MHz帯の周波数の電波に係る中継を行う場合（構成図は、図15—2のとおり。）

イ 公衆網に接続することによって一体として構成される二のレピーター局に係る中継を行う場合（構成図は、図15—3のとおり。）

- (3) 4の規定を満足すること。

- (4) 無線設備は、次の条件に適合するものであること。

ア 同一周波数帯において同時に送信する周波数の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりであること。

(ア) アシスト局に接続するレピーター局

一の局ごとに必要に応じて最大4波までのものであること。ただし、同時に送信する周波数の数から1を減じた数の波については、デジタル変調方式により通信を行うために使用するものに限る。

(イ) (ア)以外のレピーター局

一の局ごとに必要に応じて最大3波までのものであること。ただし、同時に送信する周波数の数から1を減じた数の波については、デジタル変調方式により通信を行うために使用するものに限る。

イ 〔同左〕

ウ 〔同左〕

エ 動作開始時及び長時間継続して動作する場合は、少なくとも10分ごとに自動的に自局の呼出符号を送信するものであること。

オ 〔同左〕

カ 〔同左〕

- (5) 〔同左〕

[ア・イ 略]

15 アシスト局

- (1) 設置場所は次の条件に適合するものであること。

[ア 略]

[削る]

イ [略]

[(2) 略]

[削る]

- (3) 周波数は、10.125GHz帯を使用するものであること。ただし、電波伝搬上必要があると認められる場合は、5.750MHz帯を使用することができる。

[削る]

[削る]

[削る]

(4) [略]

[削る]

ア デジタル変調方式かつ多重通信方式であること。

イ 周波数の有効利用の観点から、送信電波に付加するレピーター局を起動させるための信号は、特定のレピーター局を起動させるものであって、かつ、起動するレピーター局は、必要最小限のものであること。

ウ 送信空中線は、パラボラ型空中線その他指向性を有するものであって指向方向以外の利得が十分に小さくなるよう措置されているものであること。

(5) [略]

16 リモコン局

通信の相手方は、アマチュア局（レピーター局、アシスト局又はその両方）であること。

17 無線設備の設備共用

- (1) 設備共用は、次の各条件に適合するものであること。

ア 次のいずれかによるものであること。「社団局と他の社団局との間」及び「移動する局と移動しない局との間」の設備共用は、認めない。

①個人局と他の個人局との間

[ア・イ 同左]

17 アシスト局の審査は、次の基準により行う。

- (1) [同左]

[ア 同左]

イ レピーター局と同一の設置場所であること。ただし、アシスト局間を中継するために開設されるもの及び公衆網に接続するために開設されるものを除く。

ウ [同左]

[(2) 同左]

- (3) 中継回線の構成は、次の条件に適合するものであること。

ア 構成するアシスト局は、必要に応じて最大4局までのものであり、かつ、単一の回線経路によるものであること。また、その構成が容易に把握できるよう略図等を申請書に添付するものであること。

イ 一のアシスト局に直接有線接続するレピーター局は、一に限るものであること。

ウ アシスト局間の接続は、直接有線接続により行わないものであること。

- (4) 電波の型式、周波数及び空中線電力は、次の条件に適合するものであること。

ア 周波数は、10.125GHzを指定周波数とし、かつ、当該指定周波数に対応する別表1の動作することを許される周波数帯の欄に定める周波数帯の範囲内で使用するものであること。ただし、電波伝搬上必要があると認められる場合は、5.750MHzを指定周波数とし、かつ、当該指定周波数に対応する同表の動作することを許される周波数帯の欄に定める周波数帯の範囲内で使用するものも認めることができる。

イ 電波の型式は、平成21年総務省告示第179号（アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）に合致するものであること。

ウ 空中線電力は、別表1に掲げる範囲内のものであること。

- (5) [同左]

ア 同一周波数帯において同時に送信する周波数の数は、一の局ごとに必要に応じて最大3波までのものであること。ただし対向する局間においては、2波以上の周波数を同時に送信するものでないこと。

イ デジタル変調方式かつ多重通信方式であること。

ウ 送信電波に付加するレピーター局を起動させるための信号は、特定の一のレピーター局を起動させるためのものに限るものであること。

エ 送信空中線は、パラボラ型空中線その他指向性を有するものであって指向方向以外の利得が十分に小さくなるよう措置されているものであり、かつ、必要に応じて、その具体的措置が確認できるものであること。

(6) [同左]

- 18 リモコン局の通信の相手方は、アマチュア局（レピーター局、アシスト局又はその両方）であること。

19 無線設備の設備共用は、次によること。

- (1) [同左]

[新設]

②個人局と社団局との間

③移動しない局と他の移動しない局との間

④移動する局と他の移動する局との間

イ 移動しない局は設置場所、移動する局は常置場所が同一であること。

ウ 設備共用を行うことについて、当該設備共用を受ける免許人からの「承諾書」により確認できるものであること。

エ [略]

[削る]

(2) 設備共用する場合には、無線局事項書及び工事設計書の「参考事項」欄に「設備共用する無線局（所有者）の免許人氏名、免許番号及び呼出符号」を記載すること。

18 外国人が開設するアマチュア局

〔(1) 略〕

(2) 申請者

次のいずれかに該当する者であること。

ア 平成5年郵政省告示第326号（外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）の別表第1号の国名の欄に掲げる国の政府が付与した同表の外国の相当する資格の欄に掲げる資格（以下第15において「外国の相当する資格」という。）を有する者

〔イ～エ 略〕

(3) 電波の型式、周波数及び空中線電力

ア 5（電波の型式、周波数及び空中線電力）によること。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

イ 日本の無線従事者資格を有する者については、当該資格を有する日本人と同様に扱うこと。

ウ (2)のウ及びエの者については、日本の社団に準じて取り扱うこと。

(4) 呼出符号

別表3表1の19に定める指定基準による。

(5) 免許の有効期間

免許の有効期間は、施行規則に規定する期間とすること。ただし、外国の相当する資格の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とすること。

(6) 免許申請手続等

〔ア 略〕

イ 免許申請書等の記載

ア 固定した局は、設置場所（移動する局にあつては常置場所）が同一であること。

イ 設備共用しようとする者は、当該設備共用を受ける免許人からの「承諾書」を提出すること。

ウ [同左]

(2) 社団局（無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局は除く）同士の設備共用及び固定する局と移動する局の設備共用は認めない。

(3) 設備共用する場合には、無線局事項書及び工事設計書の「参考事項」欄に設備共用する無線局の免許人名、免許番号及び呼出符号を記載すること。

20 外国人が開設するアマチュア局について

〔(1) 同左〕

(2) 免許人

〔同左〕

ア 平成5年郵政省告示第326号（外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件。以下第15において「告示」という。）の別表第1号の国名の欄に掲げる国の政府が付与した同表の外国の相当する資格の欄に掲げる資格（以下第15において「外国の相当する資格」という。）を有する者

〔イ～エ 同左〕

(3) 周波数の指定

ア 電波の型式、周波数及び空中線電力

(ア) 外国の政府が付与した資格を有する者に対しては、告示の別表第1号の外国の相当する資格で操作できる範囲に掲げる操作の範囲で指定すること。

(イ) 日本の無線従事者資格を有する者については、当該資格を有する日本人と同様に扱うこと。

(ウ) (2)のウ及びエの者については、日本の社団に準じて取り扱うこと。

イ 呼出符号

別表3表1の19に定める指定基準による。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(4) [同左]

免許の有効期間は、施行規則第7条第7号又は第9条に規定する期間とすること。ただし、外国の相当する資格の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とすること。

(5) [同左]

〔ア 同左〕

イ 免許申請書等の記載方法

〔(ア) 略〕

(イ) 申請者が(2)のアの者を代表者とする社团であるときは、無線局事項書及び工事設計書に外国の相当する資格及びその資格の取得国名が記載されていること。

(ウ) 本邦に在留することを認められた期間に満たない期間を免許の有効期間として希望する場合は、その希望する期間が無線局事項書及び工事設計書に記載されていること。

19 外国の相当する資格を取得した日本人が開設するアマチュア局

〔(1) 略〕

(2) 免許の有効期間

施行規則に規定する期間とすること。ただし、外国の相当する資格の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とすること。

(3) 免許申請手続における資料提出

書類等により、次の事項が確認できるものであること。

〔ア・イ 略〕

20 行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局

(1) 行事等は、次に掲げるものであること。また、当該行事等の主催者、後援をする者又は協賛等をする者は、それぞれ当該行事等を主催、後援、協賛等するものとして適切なものであること。

ア 国、独立行政法人、地方公共団体（教育委員会を含む。）、連盟、公益社団法人若しくは公益財団法人又はその他これらに準ずると総務大臣又は総合通信局長が認めるものが、主催、後援、協賛等をしているもの

イ 学校教育法第1条の学校が、当該学校の行事として主催等しているもの。ただし、本規定によるアマチュア局の運用は、当該アマチュア局の構成員のうち当該学校の児童、生徒及び学生並びに教職員（施行規則第34条の10に基づくアマチュア無線の体験運用の体験運用者にあつては、当該学校及び当該学校以外の児童、生徒及び学生並びに教職員を含む。）に限る。

(2) 行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、相当の公共性を有するものであること。また、特定の関係者だけでなく、地域や社会全体に社会的利益をもたらすものであること。

〔(3) 略〕

(4) 当該アマチュア局の運用について、主催者や免許人等が、インターネットの利用その他の方法により、広く一般に周知広報を行うものであること。

(5) 当該アマチュア局の運用について、その期間中、積極的な運用が行われるものであり、かつ、公開運用又は施行規則第34条の10に基づくアマチュア無線の体験運用を行うものであること。

(6) 〔略〕

(7) 〔略〕

(8) 当該アマチュア局の運用期間は、行事等の開催期間からみて必要かつ適当な最短期間とし、かつ、1年以内とすること。

(9) アマチュア局を行事等の開催地内に設置する場合は、当該行事等の主催者からの同意を得ていることが確認できるものであること。

(10) 運用計画書等の書類により、運用スケジュール、運用体制及び上記のすべての事項に

〔(ア) 同左〕

(イ) 申請者が(2)のアの者を代表者とする社团であるときは、無線局事項書の8の欄は外国の相当する資格及びその資格の取得国名が記載されていること。

(ウ) 本邦に在留することを認められた期間に満たない期間を免許の有効期間として希望する場合は、その希望する期間が無線局事項書の7の欄に記載されていること。

21 外国の相当する資格を取得した日本人が開設するアマチュア局について

〔(1) 同左〕

(2) 〔同左〕

免許の有効期間は、施行規則第7条第7号に規定する期間とすること。ただし、外国の相当する資格の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とすること。

(3) 〔同左〕

法第7条第6項の規定に基づき、資料の提出を求め、次の事項を確認するものとする。

〔ア・イ 同左〕

22 〔同左〕

(1) 行事等は、国、地方公共団体又は公益的団体が主催、後援、協賛等をしているものであること。

(2) 行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、相当の公共性を有するものであること。

〔(3) 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

(4) 〔同左〕

(5) 〔同左〕

(6) その運用期間は、行事等の開催期間からみて適当なものであること。

(7) アマチュア局を行事等の開催地内に設置する場合は、当該行事等の主催者からの同意を得ていることが確認できるものであり、必要に応じて書類によりその旨が確認できるものであること。

〔新設〕

ついて確認ができるものであること。

[削る]

[削る]

21 無線従事者選解任届について

(1) 個人局は、免許人が無線従事者であることから、資格、無線従事者免許証の番号等を記載した申請書類を提出することによって、無線従事者選任届を提出したものとみなす。

また、無線従事規則第46条又は第50条に規定する申請と同時に申請が行われた場合にあっては、無線従事者規則第46条又は第50条の規定に基づく申請書類を提出することによって、無線従事者選任届を提出したものとみなす。

(2) 社团局の免許申請においては、免許規則第5条第2項により、社团の構成員に関する事項を記載した書類の提出を義務付けており、社团局を免許した後、提出済みの当該書類の記載事項に変更がなければ、当該書類を無線従事者選任届とみなす。

23 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うために臨時に開設するアマチュア局

(1) 次の条件に適合すること。

ア 申請者は、科学技術に対する理解と関心を深めること及び教育に資することを目的として通信を行おうとする社团であること。

イ 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、アメリカ航空宇宙局が承認した組織から予定日時等の割当ての同意を得ているものであること。

ウ 教育委員会又は都道府県知事若しくは市町村長その他これらに類する者が国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、教育に資するものとして、自ら主催するもの又は後援、推薦等をしているものであること。

エ 立ち会う無線従事者が、確認できるものであること。

オ 開設期間は、イの同意内容から見て適当なものであること。

(2) 次に掲げる事項を確認できる書類を申請書に添付するものであること。

ア 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、アメリカ航空宇宙局が承認した組織から予定日時等の割当ての同意を得ていることを証明する書類

イ 教育委員会又は都道府県知事若しくは市町村長その他これらに類する者が国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、教育に資するものとして、自ら主催すること又は後援、推薦等をしていることを証明する書類

ウ 立ち会う無線従事者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載した書類

24 無線技術に対する理解と関心を深めるため社团が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局

(1) 次の条件に適合すること。

ア 申請者は、営利を目的とするものでなく、無線技術に対する理解と関心を深めることを目的として通信を行おうとする社团であること。

イ 行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、並びに相当の公共性を有するものであること。

ウ 無線従事者が立ち会うものであること。

エ 開設期間は、行事等の開催期間からみて適当なものであること。

(2) 次に掲げる事項を確認できる書類を申請書に添付するものであること。

ア 立ち会う無線従事者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載した書類

イ 当該行事等に伴う無線局の開設について主催者の同意を得ていることが確認できる書類

25 [同左]

個人局は、免許人が無線従事者であることから、資格、免許番号等を記載した免許申請書類を提出することによって、無線従事者選任届を提出したものとみなす。

社团局の免許申請においては、免許規則第5条第2項により、社团の構成員に関する事項(氏名及び無線従事者免許証の番号)を記載した書類の提出を義務付けていることから、社团のアマチュア局を免許した後、提出済みの当該書類の記載事項に変更がなければ、当該書類を無線従事者選任届とみなす。

[新設]

22 移動しない局と移動する局について

- (1) 同一の無線設備を共用して、移動しない局と移動する局との二重免許を受けることはできないものとする。
- (2) 同一人が開設する移動しない局と移動する局については、その無線設備の設置場所又は常置場所が同一である場合は、呼出符号は、二以上の局に対し同一のものを指定すること。
- (3) 移動しない局を移動する局に又は移動する局を移動しない局に転換する場合は、法第17条の規定による無線設備の設置場所の変更の許可として取り扱うことができる。この場合、法第18条に規定する検査については、前者の場合はこれを行わず、後者の場合は行うものとする。
- (4) 移動する局がその常置場所又はあらかじめ予定する地点に設置した固定の空中線等を使用することは、無線局事項書及び工事設計書において記載を要さない事項としていることから、支障ない。
〔削る〕

26 移動運用のアマチュア局・固定運用のアマチュア局について

- (1) 同一の無線設備を共用して、固定した局と移動する局との二重免許を受けることはできないものであること。
- (2) 同一人が開設する固定した局と移動する局については、その無線設備の設置場所又は常置場所が同一である場合は、呼出符号は、二以上の局に対し同一のものを与えるものとする。
- (3) 固定した局を移動する局に又は移動する局を固定した局に転換する場合は、法第17条の規定による無線設備の設置場所の変更の許可として取り扱うことができること。この場合法第18条に規定する検査については、前者の場合はこれを行わず、後者の場合は行うものであること（下記「注」参照）。
- (4) 移動するアマチュア局がその常置場所又はあらかじめ予定する地点に設置した固定の空中線又はき電線柱を使用することは、これらの設備は免許規則において無線設備の工事設計の範囲外とされているから、支障ない。

(注)

1 移動するアマチュア局の無線設備の設置場所について

- (1) 陸上移動局の無線設備の設置場所については、すでに移動体をもって無線設備の設置場所と概念するものと解釈され、これとともに、移動範囲は設置場所ではないが設置場所を補充するものであり、基本的に重要なものであるから、法第17条にいう設置場所の変更の場合に対する規律を類推適用して許可に係らせる。しかし検査すべき実体を欠いており、検査を行う意味がないので、法第18条の検査は行わないものとされている。
- (2) 移動する局の設置場所については、その性質上、陸上移動局に準じて取り扱うことが最も妥当であり、この場合固定した局も移動する局も免許の単位としては免許規則第2条により等しくアマチュア局であって両者の間には単に設置場所に相違があるに過ぎないと解すべきである。
したがって、固定した局と移動する局との転換は、設置場所に関する免許の内容の変更として、法第17条の規定を適用するものである。

2 検査について

- (1) 無線設備の設置場所の変更に対する変更検査を行う趣旨は、変更後の場所を確認するにあると考えるべきである。しかして移動する局の設置場所たる移動体は、無線局開設に関する申請書に記載を要求しておらず、したがってその変更は、免許人の自由に任せられているので、固定した局から移動する局に転換する場合の設置場所の変更に対しては、条理上検査を行うことの意義がないものである。
これに対し、移動する局から固定した局に転換した場合は、場所として監理の対象となったものであるから、一般の固定局等の設置場所の変更と同様に、これを確認するための検査を行う必要がある。
- (2) 固定した局から移動する局に転換するときは、装置の数あるいは空中線電力等は移動する局としての免許の単位又は無線設備等に関する諸条件を満足しているものでなければならず、これに抵触するものであれば、指定の変更又は無線設備の変更の工事に関する諸手続を経たものでなければならない。
- (3) 移動する局から固定した局への転換は、従来のままの免許の内容をもって行い、固定した局としての設備条件等は、その後の変更として別の手続を要するものであり、必要があるときは、この変更について許可とそれに伴う検査が行われるもので

- 23 同一人が二以上のアマチュア局を開設することを希望する場合の免許について
〔(1) 略〕
(2) 同一人から同一設置場所又は常置場所において、既免許のアマチュア局を含め2以上の移動しない局又は2以上の移動する局に係る開設申請が提出された場合には、当該申請者に対し、複数局開設の意思があることを確認する。
(3) 指定の呼出符号がアマチュア業務にとって著しく不都合のものであるときは、その事情をよく検討の上、法第19条の規定により変更すること。
- 24 アマチュア局の遠隔操作
次のいずれの条件にも適合する場合に限ること。
〔(1)・(2) 略〕
(3) 〔略〕
〔ア 略〕
イ インターネット（有線LAN及び無線LANを含む。以下第15の24において同じ。）の利用により遠隔操作を行う場合であって、次の(ア)及び(イ)の要件に適合するもの
〔(ア)・(イ) 略〕
〔(4) 略〕
(5) 無線局事項書及び工事設計書の参考事項の欄に、遠隔操作が行われること及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として(1)及び(3)イに掲げる要件に適合することを説明した書類を添付するものであること（(3)イについてはインターネットの利用の場合に限る。）。
〔(6) 略〕
(7) 電波の送信の地点（設置場所又は常置場所に限る。）と無線設備の操作を行う地点のいずれもが、免許人が所有又は管理する一の構内である場合は、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているものに限り、遠隔操作には該当しないものとする。
- 25 アマチュア局と公衆網の接続について
接続に係る基本的要件
電気通信事業者が電気通信事業法第52条第1項又は第70条第1項の規定に基づき、当該接続の請求を拒否しているものでないこと。
〔削る〕

注1 公衆網に接続するアマチュア局について

- (1) アマチュア業務（施行規則第3条第1項第15号）に合致するものであること。なお、アマチュア業務に合致するかは、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容等を総

ある。

- 27 〔同左〕
〔(1) 同左〕
(2) 同一人から同一設置場所又は常置場所において、既免許のアマチュア局を含め2以上の固定する局又は2以上の移動する局に係る開設申請が提出された場合には、当該申請者に対し、複数局開設の意思があることを確認する。
(3) 指定の呼出符号がアマチュアにとって著しく不都合のものであるときは、その事情をよく検討の上、法第19条の規定により変更する。
- 28 アマチュア局の遠隔操作（人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備の遠隔操作を除く。）について次のいずれの条件にも適合する場合に限ること。
〔(1)・(2) 同左〕
(3) 〔同左〕
〔ア 同左〕
イ インターネットの利用により遠隔操作を行う場合であって、次の(ア)及び(イ)の要件に適合するもの
〔(ア)・(イ) 同左〕
〔(4) 同左〕
(5) 無線局事項書の参考事項の欄に、遠隔操作が行われること及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として(1)及び(3)イに掲げる要件に適合することを説明した書類を添付するものであること（(3)イについてはインターネットの利用の場合に限る。）。
〔(6) 同左〕
〔新設〕

- 29 〔同左〕
接続に係る基本的要件
電気通信事業者が電気通信事業法第70条第1項に基づき、当該接続の請求を拒否しているものでないこと。

注1 法令に係る制約

ア 電波法

電気通信事業者回線と接続されても、法第52条の目的外使用の禁止は、当然適用されることから、免許状に記載された無線局の目的又は通信事項の範囲を超える運用を行うことはできず、同条に違反して無線局の運用を行った場合には、法第110条の罰則が適用される。

イ 電気通信事業法

事業性が認められた場合には、電気通信事業法第9条の規定に違反し、同法第177条の罰則規定が適用される。

〔新設〕

合的に判断するものとする。

- (2) 免許人が自ら行う免許人のための通信を除き、アマチュア局の運用をすることはできない。
- (3) 免許人の意思及び責任に基づき、アマチュア局の無線設備と電気通信回線設備との接続及び切断をするものであること。
- (4) アマチュア局の無線設備と電気通信回線設備との接続及び切断を、免許人が直ちにを行うことができるものであること。
- (5) 免許人が、アマチュア局の無線設備を直ちに操作できるものであること。
- (6) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。
- (7) アマチュア局の運用について、電波法令に違反しないよう適切な管理を行っているものであること。

[削る]

注 2 公衆網に接続されたアマチュア局と当該公衆網を使用して通信を行う者について

- (1) 公衆網に接続されたアマチュア局の無線設備を操作することができる無線従事者資格を有すること。
- (2) 公衆網に接続されたアマチュア局の無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、当該アマチュア局の無線設備は、当該公衆網に自動的に接続するものでないこと。
- (3) データベースへのアクセス、電子掲示板への書込み等一度電子的に蓄積して送信する場合については、無線従事者資格は不要とする。

[削る]

注 2 無線通信規則

法第3条の規定により、無線通信規則第25.3号及び第25.4号の規定を適用し、免許人が自ら行う免許人のための通信を除き、国際通信の伝送はできない。

[新設]

注 3 その他の注意事項等

ア アマチュア無線局の無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならない（法第39条の13）ことから、通話は通信操作に該当するため、通話者には資格が必要となる。

イ 根本基準第6条の2第3号

「免許人以外の者の使用に供するものでないこと」については、免許人以外の者の通信の用に供することを目的として行われることを禁止する趣旨であり、免許人に関係する通信の場合、それが認められるかどうかは無線局の目的及び通信事項に合致するかどうかで判断されるものである。

ウ 運用規則第259条

この規定は、特にアマチュア局に限り設けられているものである。当該規定は、通信の相手方が不特定多数のアマチュア局である等の特徴から、他の自営の無線局と比較して違法運用の可能性が高いと考えられるため、これを排除するための為念規定である。

したがって、当該規定の解釈は、根本基準の規定である「免許人以外の者の使用に供するものでないこと」の解釈を準用し、免許人以外の者の通信の用に供することを目的として行われることを禁止する趣旨であり、免許人に関係する通信の場合、それが認められるかどうかはアマチュア局の目的及び通信事項に合致するかどうかで判断されるものであり、この点においてアマチュア局以外の無線局の場合と同様である。

エ 国際通信の伝送

注3 端末設備又は自営電気通信設備の電気通信回線設備への接続については、電気通信事業法令を遵守しなければならない。
[削る]

根本基準第6条の2第3号及び運用規則第259条の解釈から、公衆網と接続した適法なアマチュア業務の通報は、他の無線局種の場合と同様に免許人以外の者の使用に供するものではない（他人の依頼によるものではない）もののみ許されると整理される。

一方、無線通信規則第25.3号に規定される「第三者通信」の概念には、我が国において他人のための通信と整理されるもののほか免許人のための通信と整理されるものも含まれると考えられる。

したがって国際的な規制との整合性を図る観点から、免許人が自ら行う免許人のための通信を除き、国際通信の伝送はできないこととする。

オ 電気通信事業法令関係

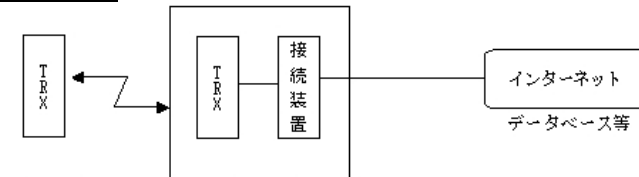
端末設備又は自営電気通信設備の電気通信回線設備への接続及びその他電気通信事業法令関係に係る規制については、当該法令を遵守しなければならない。

[新設]

注4 接続の形態と電波法令に適合するかどうかの判断（例）

【形態1】

Bアマチュア局が電気通信事業者回線に接続することにより、Aアマチュア局がインターネットにアクセス



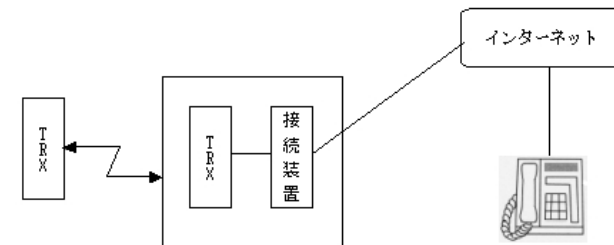
A局免許人

B局免許人

- ① アマチュア局の目的、通信事項の範囲内であること。
- ② B局の免許人の意思に基づき、電気通信事業者回線に接続するものであること。（B局の免許人は、A局の免許人がインターネットに接続することについて、アマチュア局の免許人として個人的な興味を持っていること。）
- ③ B局の免許人は、電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態にあること並びに電波を発射している無線設備を直ちに操作できる状態にあること。（B局の免許人は、電気通信事業者回線と接続し、自局を運用する場合においても、電波法令に違反しないように、自局を管理していること。）
- ④ その他、電波法令を遵守していること。
- ⑤ データベースへのアクセスのほか、電子掲示板への書込み等一度電子的に蓄積して送信するものについては、資格は不要である。

【形態1'】

B局が電気通信事業者回線に接続することにより、A局がインターネット電話等にアクセス

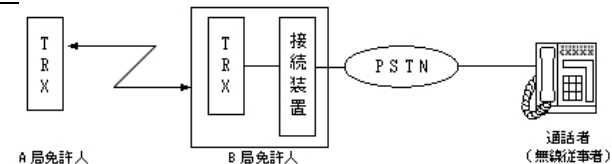


A局免許人 B局免許人

- ①～④ 形態1と同じ。
- ⑤ なお、インターネット電話等リアルタイムで通信するものについては、B局のうち運用する無線設備を操作できる無線従事者が必要である。
- ⑥ 通話者がB局の無線設備のうち接続される無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、B局において自動的に接続するものではないこと。

【形態2】

Bアマチュア局が電気通信事業者回線に接続することにより、Aアマチュア局が通話者と通信



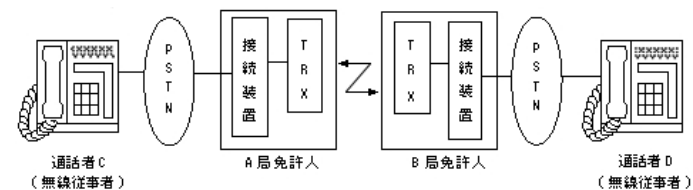
- ① アマチュア局の目的、通信事項の範囲内であること。
- ② B局の免許人の意思に基づき、電気通信事業者回線に接続及び切断するものであること。（B局の免許人は、A局の免許人が通話者と通信することについて、アマチュア局の免許人として個人的な興味を持っていること。）
- ③ B局の免許人は、電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態にあること並びに電波を発射している無線設備を直ちに操作できる状態にあること（B局の免許人は、電気通信事業者回線と接続し、通話者が通信操作を行う場合においても、電波法令に違反しないように、自局を管理していること。）。
- ④ 当然に無資格操作は認められないため、通話者はB局の無線設備のうち運用する無線設備を操作できる資格を有していること。
- ⑤ 通話者がB局の無線設備のうち接続される無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、B局において自動的に接続するものではないこと。
- ⑥ その他、電波法令を遵守していること。

【形態3】

Aアマチュア局及びBアマチュア局が電気通信事業者回線に接続することにより、通話者Cと通話者Dが通信

26 [略]
[削る]

[図15—1～15—3 略]
[削る]



- ① アマチュア局の目的、通信事項の範囲内であること。
- ② A局及びB局の免許人の意思に基づき、電気通信事業者回線に接続及び切断するものであること。(A局及びB局の免許人は、通話者Cと通話者Dが通信することについて、アマチュア局の免許人として個人的な興味を持っていること。)
- ③ A局及びB局の免許人は、電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態にあること並びに電波を発射している無線設備を直ちに操作できる状態にあること。(A局及びB局の免許人は、電気通信事業者回線と接続し、それぞれ通話者C及びDが通信操作を行う場合においても、電波法令に違反しないように、自局を管理していること。)
- ④ 当然に無資格操作は認められないため、通話者C及びDは、それぞれA局及びB局の無線設備のうち運用する無線設備を操作できる資格を有していること。
- ⑤ 通話者CがA局の、又は通話者DがB局の無線設備のうち接続される無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、それぞれA局又はB局において自動的に接続するものでないこと。
- ⑥ その他、電波法令を遵守していること。

30 [同左]

31 不法に無線局を開設して告発された者の申請に係る免許等について

- (1) アマチュア局の免許申請中の者が、その予備免許前の違法行為について無線従事者として行政処分の客体となった場合は、その行政処分が決定するまで、予備免許の附与を留保し行政処分決定後は、次による。
 - ア 申請者が、従事停止処分に附せられたときにおいて、予備免許を与えることはできる。ただし、その従事停止の期間が経過した後を与える。
 - イ 申請者が無線従事者の免許を取り消されたときは、アマチュア局の免許を附与しても、その局の運用が不可能であることを理由として免許を拒否する。
- (2) 既に予備免許又は免許を与えられた者がその予備免許前の違法行為について、無線従事者として行政処分の客体となった場合は、次による。
 - ア 予備免許中のもので処分決定前に工事落成届が提出された場合は、その違法行為の内容が軽微であって、前例に倣し、従事停止程度の処分にとどまるものと推定し得るときは、落成後の検査を経て免許を与えることができるが、違法行為が悪質であって、従事者免許の取消処分に附せられるものについては、免許を拒否する。
 - イ 既に免許を与えられている者が、従事者免許の取消処分に付せられた場合は、再び無線従事者免許を取得するまでの間は運用を休止しなければならないこととなる。また、この場合、再免許の時期に、アマチュア局の免許の可否について考慮する。

[図15—1～15—3 同左]

(参考) ゲストオペレーターについて

- (1) 「アマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有する者」とは、法第39条

第15の2 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局に限る。）

- 1 人工衛星等のアマチュア局は、第15の2により審査を行うほか、「第15 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）」を準用して審査を行うとともに、人工衛星に開設するアマチュア局については「第24 人工衛星局」、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局については「第25 地球局及び携帯基地地球局」を準用して審査を行う。
- 2 無線局の目的、通信事項、無線局の開設を必要とする理由及び通信内容等
 - (1) これらのすべてが、アマチュア業務（施行規則第3条第1項第15号）に合致するものであること。なお、アマチュア業務に合致するかは、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容等について総合的に判断するものとする。
 - (2) 当該アマチュア局の運用により、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展に寄与するものであること。
 - (3) 他のアマチュア局の免許人が人工衛星に開設するアマチュア局と円滑に通信できるように、アマチュア無線関係団体等への情報提供、インターネットの利用その他の手段による周知広報等について、具体的な手法が確認できるものであること。
 - (4) 複合ミッションで人工衛星にアマチュア無線以外の通信システムを搭載する場合、アマチュア無線による通信システムと他の通信システムが独立しており、無線通信業務間の接続が行われていないこと。他の無線通信業務との組み合わせ運用は認めない。
- 3 電波の型式、周波数及び空中線電力
 - (1) 申請内容は、国際調整の範囲内であり、次の書類により確認ができるものであること。
 - ア 国際アマチュア無線連合（IARU）との国際運用調整の結果
 - イ アの調整結果の範囲内で作成された国際調整資料（国際電気通信連合（ITU）事前公表資料（API））
 - (2) 次の書類により確認ができるものであること。
 - ア 発射する電波の変調方式及び伝送情報に関する資料
 - イ 占有周波数帯幅の根拠を示す資料
 - ウ 空中線電力の根拠を示す資料
 - (3) 別表1に掲げる範囲内、かつ、必要最小のものを原則とし、個別に指定する。
- 4 人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局は、移動しない局であること。

ただし、運用上やむを得ない事情があり特にその必要が認められる場合であって、人工衛星に開設するアマチュア局の制御等に支障がないことが確認でき、かつ、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、移動する局とすることができる。ただし、この場合において

の13ただし書により、外国の相当する資格を有する者を含むものであること。

- (2) 運用する者は、自らアマチュア局を開設している必要はないこと。
- (3) 連絡設定（呼出し又は応答）及び運用規則第30条に規定するコールサインの送信に当たっては、当該免許人のものを使用するものであること。

なお、社団局の場合と同様に、免許人のコールサインの後に運用者のコールサイン又は名前を送信することについては支障ない。
- (4) 本制度を利用し運用した場合は、「免許人の運用とするもの」であることから、法令に規定する運用方法を逸脱した場合は、運用者だけでなく免許人も責任を問われることがある。

[新設]

は、具体的な操作場所を明記するため、「この周波数の使用は、常置場所及び（場所を記載）に停止して運用する場合に限る。」旨の附款を付する。

5 無線設備

- (1) 電波の発射の停止が確認できるものであること。
- (2) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置しているものであること。
- (3) 人工衛星のコマンド制御ができなくなった場合に、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を停止する手段を搭載していること。
- (4) 電波が停波できなくなった場合及び電波の発射の停止を求められた場合、速やかに電波の発射を停止できる機能を有すること。
- (5) 人工衛星等のアマチュア局の送信装置には、第15の26のとおり、人工衛星の制御回線を除き、設備規則第18条第2項に基づき通信に秘匿性を与える機能を有してはならず、通信内容は、他のアマチュア局が聴取できるものであること。

6 運用中は、免許人が常時、無線設備を監視及び制御をしているものであり、その具体的措置が確認できるものであること。

7 電波が停波できなくなった場合及び電波の発射の停止を求められた場合、速やかに電波の発射を停止できる体制を有すること。

8 人工衛星に開設するアマチュア局は、第15の規定にかかわらず、アマチュア業務の中継用無線局として開設することができる。

9 運用計画書等の書類により、上記のすべての事項について確認ができるものであること。

[第16～第26 略]

別紙3 無線従事者関係審査基準

[1 略]

2 無線従事者養成課程

[(1)～(6) 略]

(7) 管理責任者は、次の条件に適合するものであること。

ア 当該養成課程の実施場所（随時受講型授業又は同時・随時受講型授業（随時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあつては、当該養成課程の受講者の受講状況を確認できる場所）に随時赴き、その実施について容易に管理監督することができること。

[イ・ウ 略]

[(8) 略]

(9) 養成計画の実施に必要な教室（附属設備を含む。）及び機器の使用が可能であること。随時受講型授業又は同時・随時受講型授業（随時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあつては、認定施設者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該養成課程の受講者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織が当該養成課程を適正に実施するに足る能力を有するものであること。

[(10)～(17) 略]

(18) 修了試験を追加して行う場合は、当該試験は、次に掲げる基準に適合しているものであること。

ア [略]

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 認定に係る授業時間の一部の授業を受けていないため、他の履修者と同時に修了

[第16～第26 同左]

別紙3 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1)～(6) 同左]

(7) [同左]

ア 当該養成課程の実施場所（随時受講型授業の場合にあつては、当該養成課程の受講者の受講状況を確認できる場所）に随時赴き、その実施について容易に管理監督することができること。

[イ・ウ 同左]

[(8) 同左]

(9) 養成計画の実施に必要な教室（附属設備を含む。）及び機器の使用が可能であること。随時受講型授業の場合にあつては、認定施設者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該養成課程の受講者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織が当該養成課程を適正に実施するに足る能力を有するものであること。

[(10)～(17) 同左]

(18) [同左]

ア [同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 認定に係る授業時間の一部の授業を受けていないため、他の履修者と同時に修了

試験を受けることができなかった者で補講を受けたもの（ <u>同時受講型授業又は同時・随時受講型授業（同時受講型授業に係る部分に限る。）</u> の場合に限る。） [イ 略] [(19)～(23) 略] [別表 2 一(1)～別表 2 一(4) 略] [3 ～ 9 略]	試験を受けることができなかった者で補講を受けたもの（ <u>同時受講型授業の場合に限る。</u> ） [イ 同左] [(19)～(23) 同左] [別表 2 一(1)～別表 2 一(4) 同左] [3 ～ 9 同左]
---	---

附 則

この訓令は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。ただし、別紙 1 第 15 の 5、6、8、18 及び 21 の改正規定、改正前の審査基準別紙第 1 第 15 の 5、12、13、14 及び 15 を削る改正規定については、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。